

神奈川県新生児聴覚検査機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新生児聴覚検査の体制を整備するため、聴性脳幹反応検査機器及び自動聴性脳幹反応検査機器（以下「ABR機器・自動ABR機器」という。）を所有していない小規模の産科医療機関等による機器購入経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 医療法人等

医療法人、地方独立行政法人、社会福祉法人、市町村その他知事が適当と認める者

(2) 産科医療機関等

神奈川県内に開設された医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所であって産科及び産婦人科を標榜する施設及び同法第2条第1項に規定する助産所

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、別表のとおりとする。

(補助額の算出方法等)

第4条 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から機器購入に係るその他の補助金等の収入額を控除した額とを比較して少ない額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

(申請書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式に必要な書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れ

に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 補助金の交付決定を受けた後に、既に決定を受けている申請内容を変更する必要があるときは、交付決定を受けた者は、第2号様式に必要な書類を添えて提出しなければならない。

（暴力団排除）

第6条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

- 2 知事は、必要に応じ補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するかどうかを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (7) その他規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第8条 前条第1号から第3号までの規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、第3号様式に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載し知事に提出しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事から要求があった場合は、補助事業の遂行状況について、第4号様式により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、第5号様式に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して1か月を経過した日（第8条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は当年度3月31日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第6号様式)により、速やかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第13条 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具は4年を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、補助事業により取得、又は効用の増加した財産の処分の制限期間が経過するまで保管しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第15条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 所在地又は法人(団体)名、代表者を変更したとき。

(2) その他申請内容に変更があつたとき。

(書類の経由)

第16条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、補助金の所管課を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年9月8日から施行する。

別表 (第3条・第4条関係)

1 補助事業者	2 対象施設	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
医療法人等	ABR 機器・自動 ABR 機器を所有していない産科医療機関等	1 施設当たり 2,400 千円	ABR 機器・自動 ABR 機器 1 台の購入費用	10 分の 10